５億円の談合で９千３百円の不当利得？

地元中小業者を守り、公正な入札制度を

6月議会一般質問（6月10日）で入札問題をとりあげました。その内の極一部を抜粋・要約で紹介します。

談合では2割近い不当利得？

西澤議員は、判例や公取のまとめによると談合事例では平均で18．6％の不当利得があると紹介。一般的に談合が成立する条件として、①伏せられている予定価格や最低価格が何らかのルートで業者に漏れること、②指名業者名簿が同じく漏れること、③談合を仕切る有力者や、鋼鉄製橋梁工事のように「談合組織」が存在すること、④その「仕切り」の下、落札順位が予め決められていること、⑤政治家・議員・官僚が介在すること、以上の5点をあげ、一つでも成立する場合もあれば、全てを満たす場合もあると指摘。本町の場合、「予定価格」や「最低価格」公表されたからと言って「談合は起らない」と断定することは余りにも軽率な判断、と警告しました。

西澤議員は、現実問題として、この4、5月の入札は自由競争となったと見られるものは落札率が70％台から80％台、ところが大多数が97％以上だと指摘。財政の放漫を戒める意味からも、自立財政の基盤をつくる観点からも、談合犯罪を防止する観点からも入札制度の抜本的で全面的な改革が必要だと提起しました。

総務課長は、地元業者の育成、監視委員会などの課題をふまえ一歩前進で対応したいなどと答えました。

入札制度について面談

5日、西澤議員は、中田議員、大町議員とともに、民主的で公正な入札制度を求めて総務課長と面談しました。引き続いて議会の場などで論議することが有効だなど話し合いました。

日本共産党の入札制度改善提案（抜粋・要約）

一般競争入札を原則とし、①中でも、大手独占や、不良業者の参入を防止するために、資本力、技術力、工事実績などによる厳格な等級区分の他に、②地元優先、③中小企業優先などを考慮、④工事規模に対応して入札参加資格を限定する、⑤これらの基準を公表して「条件付一般競争入札」方式を採用する。また、特殊な工事や小額工事などの場合で、指名競争入札、随意契約が適当と認めるものについてはこれらの契約方式もあり得る。

お元気ですか

のぶあきです

いつのまにか一年の半分が過ぎてしまいました。落ち着いてふり返っていられない、というのは私だけでしょうか。頼りなかった早苗がたくましく、青々とした稲の姿に、いつのまにか。▼農協が農家の期待に正面から向かって欲しいと願わずにはいられないのです。「みんなの農協」から離れ過ぎた、とは良く聞く声です。JA東びわこ農協の不明朗な貸付金問題を追及する組合員有志の事務局を担当しています。発端は4月の穀田衆議院議員の国会質問から。▼金額も約10億円と巨額。私には荷が重過ぎるのです。不良債権をめぐる税法上・会計上また不動産差し押さえ処分などの専門知識・経験なくして解明できないからです。しかし、党はいいなと思いました。農民を中心にした運動に、不良債権処理に明るい銀行関係者などを配置し、対策チームで検討を行なってきました。▼いま農協幹部が力を入れているのは経理の解説ばかり。組合員が不信に思っているのは「そもそも何でそんな大金を貸したのか、何で返さんのか、10年近くも何で隠してきたか」などではないでしょうか。去る総代会での決算関連議案不承認はその表れでしょう。▼農業委員会の選挙にわが党支部は出すことができませんでしたが、農業と農地を守る共同の輪を広げたいと思っています。とりわけ、甲良町では「土地ころがし疑惑」の通過点に農業委員会が使われてきた経緯があり、農業での町興しの課題が切実ですから、農業委員さんとの連携が大切だと思います。

甲　良　民　報

2005年7月10日　No289

発行責任：日本共産党甲良町支部

代表：西澤伸明　甲良町在士463

Tel.Fax38-4949

▼Eメール info@jcp-nobuaki.com

▼のぶあきホームページ http://www.jcp-nobuaki.com/